

# 令和8年度終活周知広報業務委託仕様書（案）

## 1 業務名

令和8年度終活周知広報業務

## 2 業務目的

本業務は、終活関連イベントの企画運営などの広報活動を通じて、市民に「終活」そのものを広く周知するとともに、終活に関連する情報等を発信することにより、市民の終活の取り組みを支援することを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 委託料の支払い

完了払いとする。

## 5 業務概要

### (1) 終活関連イベントの企画運営

終活関連イベントの企画運営に係る要件は次に掲げるとおりとする。なお、要件について、より合理的かつ経済的な提案がある場合は、発注者に協議を求めることができるものとする。

#### ①企画要件

・開催日：令和8年12月22日（火）（※）

※当日は13時から利用可能。午前中は使用不可。

・開催場所：オンワード樫山仙台ビル10階 ホール（※）

※上記開催場所は本市施設のため無償で利用可能（開催日予約済み）。

※受注者が開催場所を変更したい場合は、令和8年12月下旬頃の日程で別の開催場所を確保したうえで、開催場所の変更について発注者に協議を求めることができる。なお、会場変更に伴い発生する会場使用料等の費用は全て委託料の中で賄うこと。

※備付備品は下記のとおり。

机	110台
椅子	330脚（標準レイアウトで270席）
ホワイトボード	1台
立て看板	2台
スクリーン	1台（縦1.6m×横2.6m）
ポータブルマイクアンプセット	1セット（有線マイク2本、無線マイク2本）
演台	1セット（演台1台、花台2台）
司会台	1台

ステージ	1 セット（縦 1.8m×横 4.8m）※原則移動禁止
国旗・市旗掛けポール	1 セット
脚立	1 台
傘立て	2 セット

※備付備品のポータブルマイクアンプセットのみでは、会場レイアウトによっては、全体にマイクの音声が届かず、音声が聞こえにくい区画が発生する恐れがあるため、受注者側で音響機器（ポータブルマイクアンプセット）を追加で用意すること。

- ・定員：100 名
- ・形式：セミナー形式又は講座形式
- ・テーマ：終活入門（終活初心者向けの内容）
- ・広報：仙台市の広報媒体（仙台市ホームページ、仙台市市政だよりなど）を活用予定。その他の媒体による広報については、事前に発注者と協議のうえ決定する。
- ・参加申込受付：原則として発注者側で対応。なお、受付方法は、仙台市の電子申請システムによる申込み方法を想定。また、各広報媒体には、申込フォームの URL や二次元コードを掲載する想定。

## ②運営に関する要件

- ・イベントの企画、広報、進行、講師の手配、資料の準備、当日の運営（会場の設営、参加者の受付、参加者の誘導、司会進行、会場の復旧作業など）までを一貫して行うこと。
- ・講師は、終活に関する知識・経験を有する者とする。なお、特定の資格の有無は問わない。
- ・参加者が安心して受講できるよう、当日の受付、案内、進行等の運営体制を整えること。
- ・受注者は、参加者の対応にあたって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- ・使用する資料は事前に準備、印刷し、当日配布できるようにすること。
- ・イベント終了後、参加者アンケートを実施すること。
- ・イベントの内容、広報、講師、資料、進行計画等については、事前に発注者と協議の上、承認を得ること。
- ・イベント当日の様子を撮影しアーカイブ動画を作成すること。なお、撮影にあたっては、参加者の顔が映らないように行うなど参加者のプライバシーに十分に配慮した形で実施すること。

## ③成果物

- ・報告書（開催概要、参加者数、アンケート結果などをまとめたもの）
- ・イベント当日のアーカイブ動画（YouTube にアップロード可能なファイル形式で提出すること。また、動画のサムネイル画像も作成し提出すること。）

## (2) 受注者提案による終活に関する周知広報

終活の周知広報に資する取り組みについて、具体的な施策を企画提案し、必要な広報、制作、成果物の納品等を一貫して行うこと。ただし、エンディングノート作成の提案は除くものとする。

### ①提案内容の例示（参考）

以下はあくまでも例示であり、これに限定するものではない。

#### ・印刷物を活用した周知広報

市民が終活に取り組む上でのポイントやメリット等を分かりやすく解説した冊子、リーフレット等の企画、制作、発注者が指定する場所への納品。加えて、作成した印刷物を活用した周知広報に資する取り組みを企画し実施するもの。

（事例：[北海道札幌市「終活ガイドブック」](#)、[大阪府枚方市「枚方市版終活まるわかりガイド」](#)、[神奈川県横浜市「終活みちしるべ」](#)など）

#### ・動画コンテンツを活用した周知広報

終活に関連するテーマ（死後事務、本市エンディングノートの利用啓発、相続、葬儀、デジタル終活など）を設定した動画の企画、制作。加えて、作成した動画を活用した周知広報に資する取り組みを企画し実施するもの。

（事例：[岡山県奈義町「私らしゅう生きるノート」](#)、[大阪府富田林市「富田林版エンディングノート活用手引き」](#)（説明動画）など）

#### ・少人数制での終活に関連するセミナー、ワークショップ等の企画、運営

（事例：「令和7年度終活周知広報業務 取組み・実績概要（参考資料）」8ページ（5）終活カフェ参照）

#### ・意識調査に基づく効果的な周知広報の企画提案、実施

市民への終活に関する意識調査の実施、調査結果の分析（属性別・傾向分析等）、分析結果を踏まえた課題整理および調査に基づいた効果的な周知広報に資する取り組みを企画し実施するもの。

### ②成果物

- ・報告書（実施内容、成果などをまとめたもの）
- ・各種制作物（印刷物、動画データ等）
- ・その他実施に伴い作成した資料一式

### ③留意事項

- ・発注者との協議のうえ内容を確定すること。
- ・印刷物については、発注者が指定する部数を発注者が指定する場所に配送し納品するものとし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。
- ・受注者及び受注者以外が著作権を有する写真、イラスト、地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者への使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。

- ・本業務により作成された全ての成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利は、成果物の引き渡し時に受注者から発注者（仙台市）に移譲するものとし、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- ・受注者は、成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作権者人格権を行使しないことを予め承諾する。
- ・著作権や著作権者人格権に関して係争等が発生した場合は、受注者の費用により受注者が対応すること。

## 6 その他

### (1) 年間業務計画書の提出

年間の業務スケジュールを発注者へ提出すること。

### (2) 定例打合せの実施

業務の進捗状況の報告、検証及び業務計画の検討を趣旨として定例の打合せを行うこと。

### (3) 届出及び報告

受注者は、下記の事由が発生した場合には、速やかに発注者に届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

- ①業務履行体制の変更を行う場合
- ②業務履行に際して事故が発生した場合
- ③発注者から届出又は報告を求められた場合

### (4) 注意義務

受注者は、本業遂行上、第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合には、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において賠償すること。

### (5) 秘密保持

受注者は、本業務に関連して知り得た委託者の業務上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。

### (6) 仕様不明な事項について

契約書及び本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、発注者と受注者は協議の上、別途定めるものとする。